

(厚生労働委員会)

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等

を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案(閣法第二五号)(衆議院送付)

#### 要旨

本法律案は、最近における経済社会の急速な変化に伴い、雇用及び失業に関する状況が悪化し、多数の中  
高年齢者(四十五歳以上の者をいう。以下同じ。)が離職を余儀なくされることが見込まれること等の事情  
にかんがみ、中高年齢者の再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置  
を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、雇用保険法等の特例

中高年齢者のうち六十歳未満の者について、公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等の受講後、必  
要に応じて、基本手当を受けつつ再度公共職業訓練等を受けることができるようにするものとする。

なお、雇用保険法の改正に準じて、船員保険法についても同様の措置を講ずるものとする。

二、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法

## 律の特例

中小企業者が中小企業経営革新支援法による承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新を行い、これに伴って中高年齢者を雇い入れた場合に、雇用保険法の雇用安定事業等として必要な助成を行うものとする。

三、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の特例  
派遣先が、専門的な知識、技能又は経験を必要とする業務等以外の業務に中高年齢者である派遣労働者を受け入れる場合に、派遣期間の上限を現行の一年から三年に延長するものとする。

## 四、施行期日等

この法律は、平成十四年一月一日から施行することとし、平成十七年三月三十一日限り効力を失うものとする。